

令和 7 年度

第 1 回一般競争入札による山口市有地の売払いの御案内

名 称 旧吉敷駐在所跡地

所在地 山口市吉敷佐畑二丁目 2 2 9 0 番 1 1

山口市総務部行政経営課

【申込み・問合せ先】

山口市総務部行政経営課（施設・財産マネジメント担当）

山口市亀山町 2 番 1 号（山口市役所本庁舎 4 階）

電 話 0 8 3 - 9 3 4 - 2 9 5 6

目 次

■入札参加の申込みから所有権移転までのスケジュール・・・・・・・・・・	2
■山口市有地の売払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～5
■入札に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6～10
■契約に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11～13
■物件説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14～15
■様式	
第1号様式 一般競争入札参加申込書・・・・・・・・・・	16
第2号様式 代表者選任届・・・・・・・・・・	17
第3号様式 委任状・・・・・・・・・・	18
第4号様式 入札書・・・・・・・・・・	19
第5号様式 入札保証金納付書発行依頼書・・・・・・・・・・	20
第6号様式 入札保証金払出請求書・・・・・・・・・・	21

入札参加の申込みから所有権移転までのスケジュール

1. 入札参加の申込

- | | |
|-----------|--|
| (1) 受付期間 | 令和7年5月15日(木)～令和7年6月18日(水)
午前8時30分～午後5時15分
※土日祝日を除く |
| (2) 受付場所 | 山口市亀山町2番1号 山口市総務部行政経営課(山口市役所本庁舎4階) |
| (3) 入札保証金 | 入札までに納付書にて入札保証金をお支払いただきます。 |



2. 入札及び買受者の決定

- | | | |
|--------|---------------------|---------------------------|
| (1) 日時 | 令和7年6月26日(木) | 受付: 午前9時30分～
入札: 午前10時 |
| (2) 場所 | 山口市役所本庁舎 会議室401(4階) | |



3. 土地売買契約の締結

落札者決定の日から21日以内に、契約保証金を納付の上、土地売買契約を締結していただきます。



4. 売買代金の納付

土地売買契約の締結日から起算して、60日以内に山口市が指定する金融機関に、売買代金から契約保証金を除いた額を一括で納付していただきます。



5. 所有権移転登記

所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。
所有権移転登記は山口市が行いますが、登録免許税及び所有権移転後に要する一切の費用は、買受者の負担となります。

山口市有地の売払いについて

1. 土地の概要

物件 番号	所在地	地目	地積	最低入札価格 (円)
1	山口市吉敷佐畑二丁目 2290 番 11	宅地	312.63 m ²	4,001,664 円

※詳細については、物件説明書（P 14）をご覧ください。

2. 現地説明会

入札の前に、現地の状況や境界等についての現地説明会を開催します。事前の申込み等は必要ありませんので、次の日時に直接現地においでください。

ただし、雨天決行としますが、荒天の場合には開催しないことがありますので、事前に開催についてお問い合わせください。

物件 番号	開催日時	備 考
1	令和7年6月2日（月） 午前10時00分～午前11時00分	雨天決行

3. 入札参加の申込

入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。

（1）受付期間

令和7年5月15日（木）～ 令和7年6月18日（水）

午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日を除く

（2）受付場所

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市総務部行政経営課（山口市役所本庁舎4階）

（3）提出書類

提出していただく書類は次のとおりとなりますが、複数の方が共同で購入される場合は、代表者選任届（P 17の第2号様式）も併せて提出してください。

ア. 個人の場合

- ・一般競争入札参加申込書（P 16の第1号様式）
- ・入札保証金納付書発行依頼書（P 20の第5号様式）
- ・印鑑登録証明書（3ヶ月以内の発行）

- ・住民票（3ヶ月以内の発行）※「続柄」及び「本籍地」の記載は不要
- ・滞納がないことの証明書（山口市の場合は市民税課で発行）

イ. 法人の場合

- ・一般競争入札参加申込書（P 1 6 の第 1 号様式）
- ・入札保証金納付書発行依頼書（P 2 0 の第 5 号様式）
- ・印鑑登録証明書（3ヶ月以内の発行）
- ・法人の登記簿謄本（3ヶ月以内の発行）
- ・滞納がないことの証明書（山口市の場合は市民税課で発行）

（４）入札参加資格

入札に関する注意事項の「2. 入札参加資格」（P 6）のとおりです。

4. 入札の実施

入札の実施日時及び会場は次のとおりです。

入札当日は、一般競争入札参加申込書（写）及び入札保証金納付領収書等が必要ですので、「入札に関する注意事項」（P 6 ～）を参照の上、当日ご持参ください。

物件 番号	実施日	時刻	会場
1	令和7年6月26日（木）	受付：午前9時30分～ 入札：午前10時	山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎（4階） 会議室401

5. 落札後の手続き

（詳細については、「契約に関する注意事項」（P 1 1 ～）をご参照ください。）

（１）土地売買契約の締結

ア. 土地売買契約書

契約書は、山口市指定様式（P 1 2 ～P 1 3）により、締結していただきます。

イ. 契約締結期限

落札決定の日から21日以内にご契約していただきます。

ウ. 必要書類等

- ①印鑑登録証明書
- ②収入印紙
- ③契約保証金（売買代金の10%以上の額）

（２）売買代金の支払い

土地売買契約締結の際に、売買代金から契約保証金（売買代金の10%以上の額）を除いた額を、納期限（土地売買契約締結日から起算して60日以内）までに山口市

が指定する金融機関に一括で納付していただきます。

なお、当該請求金額が納期限までに納入されなかったときは、契約を解除する場合があります。この場合、契約保証金は山口市へ帰属します。

（３）所有権移転登記等

売買代金完納後、山口市が所有権移転の登記を登記所に嘱託するとともに、現状有姿のまま本物件の引渡しを行いますので、落札者は登記に必要な登録免許税をご負担していただきます。

なお、所有権移転登記完了後、登記識別情報通知をお渡しします。

（４）契約額（落札額）等の公表

契約額（落札額）及び落札者は、公益性の観点から公表する場合があります。

入札に関する注意事項

本入札については、関係法令及び山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号。以下「財務規則」という。）に定めのあるほか、入札公告及びこの入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する方は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札の流れ

入札は次の順で行います。

- (1) 受付
- (2) 入札
- (3) 開札
- (4) 落札者の決定
- (5) 入札保証金の返還手続き（落札者以外の方が対象です）

2 入札参加資格等

山口市有地の一般競争入札は、入札参加者が1名の場合でも入札を執行します。

日本国内に居住している成人の方であればどなたでも参加できますが、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア. 山口市（以下「市」という。）との契約履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
 - カ. アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 代理人等による入札について

原則として、入札に出席された方が土地の購入者（市との契約者）となりますので、入札に出席される方と土地を購入（契約）される方が異なる次のような場合には、入札に出席される方の権限を明らかにするための「委任状」（P 18 の第3号様式）等が必要となります。

「5. 当日ご持参いただくもの」をご参照の上、ご用意ください。

- （1）土地の購入者が法人となる場合で、従業員の方が入札に出席される場合
- （2）土地を購入される方が入札当日に都合が悪く、代理人の方が出席される場合

4 入札にあたって付す条件

入札する物件について、土地売買契約書において次の用途制限が付されますのでご注意ください。ただくとともに、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うこと、また、違反した場合には違約金を請求することとします。

（用途制限等）

第11条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

2 乙は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業、その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

3 前2項に定める制限の期間は、この契約の締結の日から10年間とする。

5 当日ご持参いただくもの

入札に参加するすべての方にご持参いただくものは、次のとおりです。

- ①一般競争入札参加申込書（写）（提出された申込書に市の受付印を押印したもの）
- ②入札保証金納付領収書

【入札保証金】

■ 入札保証金とは、入札の際に当日入札されるご予約の金額の5%以上に相当する金額をあらかじめお預かりするものです。従って、入札保証金の20倍を超える額での入札は無効となりますので、ご注意ください。

■ 入札参加者は「入札保証金納付書発行依頼書」を提出し、入札保証金の納付書の発行を受け、山口市指定金融機関及び山口市収納代理金融機関にて納付してください。

- 入札保証金の額は、納付後の変更を認めないものとします。
- 落札者以外の入札参加者が納付した入札保証金については、入札終了後に「入札保証金払出請求書」に記載された指定口座への振込により返還します。ただし、この場合の返還金には利息は付きません。
- 落札された方の入札保証金の取り扱いは、契約に関する注意事項の「3. 契約保証金」（P 1 1）のとおりとなります。

③実印等

購入される方が個人であるか法人であるか、また、実際に入札に出席される方が本人であるか代理人であるかによって、ご用意いただくものが異なりますので、お間違えのないよう、以下の表を参考にご用意ください。

購入者	入札出席者	印鑑（実印）	印鑑証明書（注1）	権限関係書類
個人	本人	本人の実印	（入札申込時に提出済）	不要
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状（注2）
法人	代表権者	法人の代表者印	（入札申込時に提出済）	不要
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状（注2）
共同購入	代表者	代表者の実印	（入札申込時に提出済）	（入札申込時に代表者選任届提出済）
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状（注2）

注1）印鑑登録証明書は、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

注2）購入者が個人の方で入札に代理人が出席される場合、又は、購入者が法人で入札には代表権のない方（従業員等）が出席される場合は、委任状を次のとおり作成してください。

委任者欄：土地を購入される方の住所及び氏名を記入し、押印してください。

受任者欄：入札に出席される方の住所及び氏名を記入し、押印してください。

6 入札について

（1）入札書について

入札書は、入札当日に会場で配布する所定の様式（P 1 9の第4号様式）をご使用いただきます。

（2）入札書の記入方法

ア．入札書には、入札出席者の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。

イ. 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「㍿」を記入してください。

ウ. 入札金額は、公表している最低入札価格以上の金額を記入してください。

エ. 記入に当たっては、黒色又は青色の万年筆又はボールペンを使用してください。

オ. 一度記入した入札金額の訂正はできません。金額の変更や訂正がある場合は、新しい入札書に書き直してください。

(3) 入札書の提出

ア. 記入された入札書は、入札箱に投入して提出してください。

イ. 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書き換え、引き換え、撤回を行うことはできませんので、提出前によくご確認ください。

(4) 無効な入札

次の入札は無効となります。

ア. 入札参加資格のない者がした入札

イ. 指定の時刻までに提出しなかった入札

ウ. 所定の入札書によらない入札

エ. 所定の日時までに入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

オ. 入札者又は代理人の記名押印がない入札

カ. 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

キ. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札

ク. 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別し難い入札

ケ. 入札金額を訂正した入札

コ. 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

サ. 指定の日時までに事前申込をしなかった者がした入札

7 開札及び落札者の決定等

(1) 開札

開札は全員の入札書提出が終了するか所定の時刻が経過した後、その場で直ちに行います。

(2) 落札者の決定

市が予め定める予定価格以上の額の入札のうち、最高額で入札された方を落札者とします。

なお、最高額が予定価格以上であり、その最高額で入札した者が2者以上ある場合(同額の場合)は、該当者においてくじ引きにより落札者を決定することとします。

8 契約の締結

(1) 契約締結期限

落札された方は、落札日から21日以内に市との間で土地売買契約書を締結していただくこととなります。

この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。

(2) 入札保証金

契約締結までの間は、入札保証金は市で保管します。

入札保証金は、契約締結時に市がお預かりする契約保証金の一部に充てることができます。

なお、契約締結期限までに契約を締結されず落札が無効となった場合には、入札保証金はお返しできませんのでご注意ください。

9 その他

この「入札に関する注意事項」に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び山口市財務規則の定めるところにより処理します。

契約に関する注意事項

1 契約書の書式

契約は、市指定書式（P 1 2 ・ P 1 3）により締結していただきます。

2 契約期限

契約は、落札日から 2 1 日以内に締結していただきます。

3 契約保証金

（1）契約保証金の額

契約時に、落札価格の 1 0 %以上の額を契約保証金としてお預かりします。

（2）入札保証金の充当

この契約保証金には入札保証金を充てることができ、この場合、契約保証金と入札保証金の差額を追加でお預かりすることとなります。

4 売買代金の納期限等

（1）売買代金の納期限

売買代金は、契約締結時から 6 0 日以内にお支払いいただきます。

（2）契約保証金の充当

この売買代金には契約保証金を充当することができ、この場合、売買代金と契約保証金の差額を上記期限までにお支払いいただきます。

（3）売買代金の納入方法

売買代金は、市の発行する納入通知書により、所定の金融機関にてお支払いいただきます。

（4）売買代金在上記期限までに支払われなかった場合の取扱

売買代金在上記期限までに支払われなかった場合は、契約を解除する場合があります。
この場合、契約保証金はお返しできませんので、納期限には十分ご注意ください。

5 契約に要する費用

契約書に貼付する印紙代は、購入される方のご負担となります。

6 所有権の移転及び登記等

（1）所有権の移転

土地の所有権は、売買代金が支払われた時点で市から購入された方に移転します。

（2）所有権移転登記

登記手続きは市で行い、登記完了後、登記識別情報をお渡しします。

（3）登記に要する費用

登記手続き自体の手数料は不要ですが、登録免許税については、購入された方のご負担となります。

土地売買契約書（案）

土地の売買について、売出人山口市（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる財産（以下「本物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在及び地番	地目	地積（㎡）
山口市吉敷佐畑二丁目 2290 番 11	宅地	312.63

（代金）

第2条 本物件の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金_____円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として代金の10分の1以上の額を甲に納付するものとする。

2 契約保証金には、利息を付さない。

3 契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、甲は、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、代金のうち契約保証金を除いた額を甲の発行する納入通知書により、契約日から60日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 本物件の所有権は、乙が代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（所有権移転の登記）

第6条 乙は、前条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した後、甲に対して当該所有権の移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく当該登記を登記所に嘱託するものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（本物件の引渡し）

第7条 甲は、本物件の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに本物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、第4条に定める期限内に代金を支払わなかったときは、当該期限の末日の翌日から代金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未支払金額に年3%の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（危険負担）

第9条 乙は、この契約締結のときから第7条の規定による本物件の引渡し完了までの間において、本物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は甲に対して代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、この契約締結後本物件に品質上の問題（土壤汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これに限られない。）があることを発見しても、追完、代金減額、この契約の解除若しくは損害賠償の請求又はこの契約の取消しをすることができないものとする（ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に定める消費者に該当する場合は、甲は引渡しの日から2年間に限り、契約不適合の責任を負うものとする。）。

（用途制限等）

第11条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

2 乙は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業、その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

3 前2項に定める制限の期間は、この契約の締結の日から10年間とする。

（実地調査等）

第12条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務等の違反に対する措置)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として乙に請求することができる。

(1) 第11条の規定に違反したときは、当該違反を確認したときの本物件の価額の10分の1に相当する金額。

(2) 前条第2項の規定に違反して正当な理由なく同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったときは、当該違反を確認したときの本物件の価額の10分の1に相当する金額。

2 前項の違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができないものとする。

(原状回復)

第15条 乙は、甲が前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、本物件を甲が定める日までに乙の負担において原状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本物件を現状のまま返還することができる。

(1) 本物件が、乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷したとき。

(2) 甲が本物件を原状に回復することが適当でないと認めたとき。

2 乙は、前項第2号に該当する場合で本物件が滅失し、又は損傷しているときは、本物件の減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲が定める日までに本物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、甲が第14条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、本物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(代金の返還等)

第17条 甲は、この契約を解除した場合は、乙が既に支払った代金を乙に返還するものとする。この場合において、代金には、利息を付さないものとする。

2 甲は、この契約を解除した場合において、乙が既に支払った第8条の遅延利息及び第13条の違約金を乙に返還しないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還する代金の相殺)

第19条 甲は、第17条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき第8条の遅延利息、第13条の違約金、第15条第2項の減損額又は前条に規定する損害賠償額(以下「遅延利息等」という。)があるときは、返還する代金と遅延利息等を対等額をもって相殺するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第22条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲) 山口市
山口市長 伊藤和貴

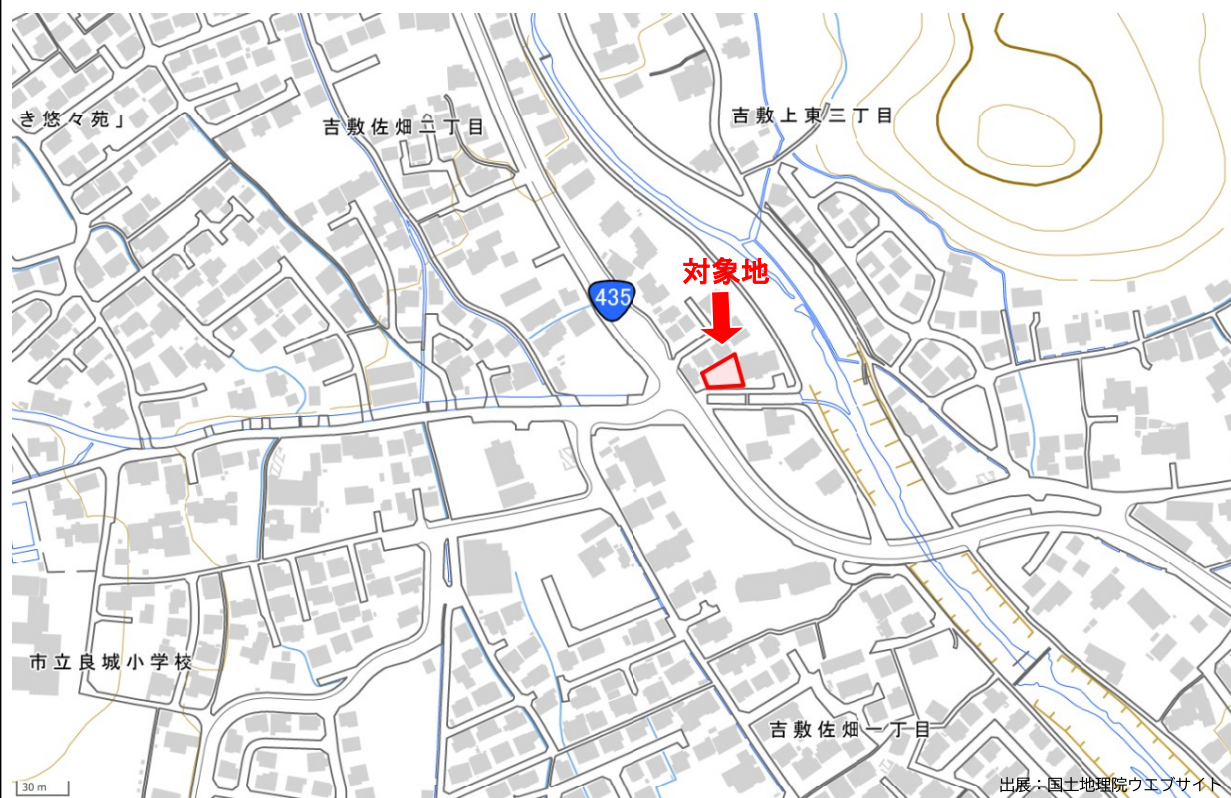
買受人(乙) 住所 _____
氏名 _____

物 件 説 明 書

物件番号	1	最低入札価格		4,001,664円
所在地		地 目	地 積	備 考
山口市吉敷佐畑二丁目2290番11		宅地	312.63㎡	
土地の形状		間口約22m、奥行約15m、規模312.63㎡のほぼ台形地。		
接面道路の幅員等		接道なし		
法令等に基づく制限	用途地域等	非線引き都市計画区域、第一種住居地域		
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他	文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。		
施設整備状況	施設名	事業所名	電話番号	備考
	上水道	山口市上下水道局水道整備課	083-933-6669	周辺に埋設管等があり、物件内に引込可能ですが、引込費用が必要となる場合があります。詳細については、左記事業所にお問い合わせください。
	下水道	山口市上下水道局下水道整備課	083-933-6692	
	電 気	中国電力株式会社山口営業所	0120-612-530	
	ガ ス	プロパンガス		
交通条件	J R 山口線湯田温泉駅約 3.1 km、良城小学校約 600m、吉敷地域交流センター約 300m、日用品店舗約 1.0 km			
道路条件				
近 隣 地 域 の 地 域 的 特 性	国道435号線沿線に位置し、戸建住宅を主体にアパート等が混在する住宅地域である。			
備 考	・警察官駐在所の跡地で、昭和50年頃に建築され、平成16年頃に除却されています。その後は、主に駐車場を目的に利用してきた土地です。 ・建物を建築するためには、建築審査会の許可が必要となります。 ・建築可能な建物用途等は、建築基準法第6条第1項第1号に規定するもの（長屋を含む）以外となります。 ・国道までの通路有効幅員は確保できています。 ・通路部分については、所有者の同意等が必要です。 ・土壌汚染および地盤にかかる調査は実施していません。 ・土地利用計画に伴う開発行為に係る申請等、建築基準法等に係る建築要件等に関しては、山口市開発指導課（083-934-2847）にご確認ください。 ・当該地にあります工作物・立木等全てを現状のまま引き渡します。（市はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、隣接者等関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません。）			

位置図等

【位置図】



【現地写真】



(第 1 号様式)

一般競争入札参加申込書

1. 物件の表示

物件 番号	所 在	区分	地目	数量
1	山口市吉敷佐畑二丁目 2 2 9 0 番 1 1	土地	宅地	312.63 m ²

2. 物件の利用計画

この物件の売り払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札に関する注意事項を承諾の上、申し込みます。

令和 年 月 日

山口市長 伊藤 和貴 様

申诉者 住 所

商号又は名称

氏 名 (印)

連絡先 電話番号

FAX番号

(注)

- ・「２．物件の利用計画」は別紙（任意様式）にて提出することもできます。
- ・実印等の登録印を押印してください。

受 付 印	受付番号
*	*

*欄は記入しないでください。

(第2号様式)

代表者選任届

令和 年 月 日

山口市長 伊藤 和貴 様

私たちは、この度、山口市所有の下記物件を共同買受けするため、代表者として

(住所) _____

(氏名) _____

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。

なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1. 共同買受けしようとする物件

物件 番号	所 在	区分	地目	数量
1	山口市吉敷佐畑二丁目2290番11	土地	宅地	312.63 m ²

2. 共同買受人

住 所	氏 名	印
(代表者)		

(注) 共同買受人は、実印等の登録印を押印し、全員の印鑑証明書(3ヶ月以内の発行)を添付してください。

(第3号様式)

委任状

下記物件の入札に係る一切の権限を_____に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和 年 月 日

山口市長 伊藤 和貴 様

(委任者) 住 所 _____

商号又は名称

氏 名 _____ ㊞

(受任者) 住 所 _____

商号又は名称

氏 名 _____ ㊞

(注)

- ・ 委任者欄：土地等を購入される方の住所及び氏名を記入し、実印等の登録印を押印してください。
- ・ 受任者欄：入札に出席される方の住所及び氏名を記入し、実印等の登録印を押印してください。
- ・ 受任者の印鑑登録証明書（3ヶ月以内の発行）を添付してください。

記

1. 物件の表示

物件 番号	所 在	区分	地目	数量
1	山口市吉敷佐畑二丁目2290番11	土地	宅地	312.63 m ²

(第4号様式)

参 考

※入札当日会場にて
配布します。

入 札 書

入札 金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
件 名		令和7年度 第1回一般競争入札による山口市有地の売払い								
所 在 地		山口市吉敷佐畑二丁目2290番11								

入札に関する注意事項を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

山口市長 伊藤 和貴 様

住 所 _____

商号又は名称

氏 名 _____ ㊞

(注)

- ・数字は算用数字を使用し、金額の頭に¥を記入してください。
- ・代理人が入札に参加された場合は、住所及び氏名は代理人（受任者）名で記入してください。
- ・登録印を押印してください。

(第5号様式)

入札保証金納付書発行依頼書

1 物件の表示

物件 番号	所 在	区分	地目	数量
1	山口市吉敷佐畑二丁目 2 2 9 0 番 1 1	土地	宅地	312.63 m ²

2 入札保証金額

[illegible]

上記のとおり、入札保証金を納付したいので納付書の発行をお願いします。

令和 年 月 日

山口市長 伊藤 和貴 様

住所

商号又は名称

氏 名

(注)

- ・ 数字は算用数字を使用し、金額の頭に¥を記入してください。
- ・ 入札保証金は、入札しようとする金額の 5 パーセント以上に相当する金額となります。従って、入札保証金の 20 倍を超える額での入札は無効となります。

(第6号様式)

入札保証金払出請求書

令和 年 月 日

山口市長 伊藤 和貴 様

住 所

商号又は名称

氏 名

次の一般競争入札に参加するために納付した入札保証金について、返還を請求します。

入札執行日時	令和7年6月26日(木) 午前10時
件 名	令和7年度 第1回一般競争入札による山口市有地の売払い
物 件	山口市吉敷佐畑二丁目2290番11

請 求 金 額	円
---------	---

(振込先金融機関)

金融機関	銀行・金庫 農協 () () 支店					
預金種別	1 普通	2 当座	3 ()			
口座番号						
(フリガナ) 名 義 人						